

令和2年度道路占用料についてのお知らせ

日頃より道路管理行政にご理解、ご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。今回、令和2年度における道路占用料納入期限についてお知らせがございます。

令和2年度道路占用料の支払い期限は令和2年4月30日となっております。この度、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴い、外出自粛要請その他やむを得ない理由により、支払いが困難である場合、納入期限の延長が可能となりました。

別途申請が必要となりますので、期限の延長を希望する場合は太田土木事務所の施設管理係までご連絡ください。

お問い合わせ・連絡先

太田土木事務所 施設管理係
TEL:0276-32-2345(代表)